2015年10月より 個人への マイナンバー配布が始まります!

マイナンバー

企業を対象とした実務対応説明会!

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(通称:マイナン バー法)」が公布され、2015年10月には国民1人に1つの番号(個人番号)が付与されます。 マイナンバーは、税務関係を始め、社会保障の分野にも利用されることから、経営者や事務 担当者としても非常に関心がある事項です。

指宿税務署・鹿児島県社会労務士会にご協力をいただき、会社の実務担当者が何をすべきか、 詳しく解説します。

①税務分野(60分)

講師:指宿税務署 調査部門 統括国税調査官

氏

深 水

武

②社会保険分野(60分)

講師: 社会保険労務士

北 野公 朗 氏

平成 27 年 9 月 1 4日 (月) 場 所

指宿市民会館

 $17:30\sim19:30$

中会議室

無料 参加費

※どなたでも無料で参加できます。下記の申込書で 9/7(月)までにお申込みください。

公益社団法人 指宿法人会 鹿児島県指宿市大牟礼一丁目 15番 13号 (指宿商工会議所内)

<お問い合わせ先>TEL,0993-23-0010 FAX,0993-23-0011

「マイナンバー制度研修会」 受講申込書

指宿法人会事務局 行 ⇒FAX 0993-23-0011

開催日 H27.9.14

事業所名	1700. 0770 20 0011	TEL		FAX	
□会員・□非会員 ※いずれかに✔をご記入下さい		住所	,	•	1
受講者名					

[※]申込書にご記入頂きました個人情報は、適切な管理を図り、参加者名簿の作成および本研修会に関する 連絡の目的のみ使用します。